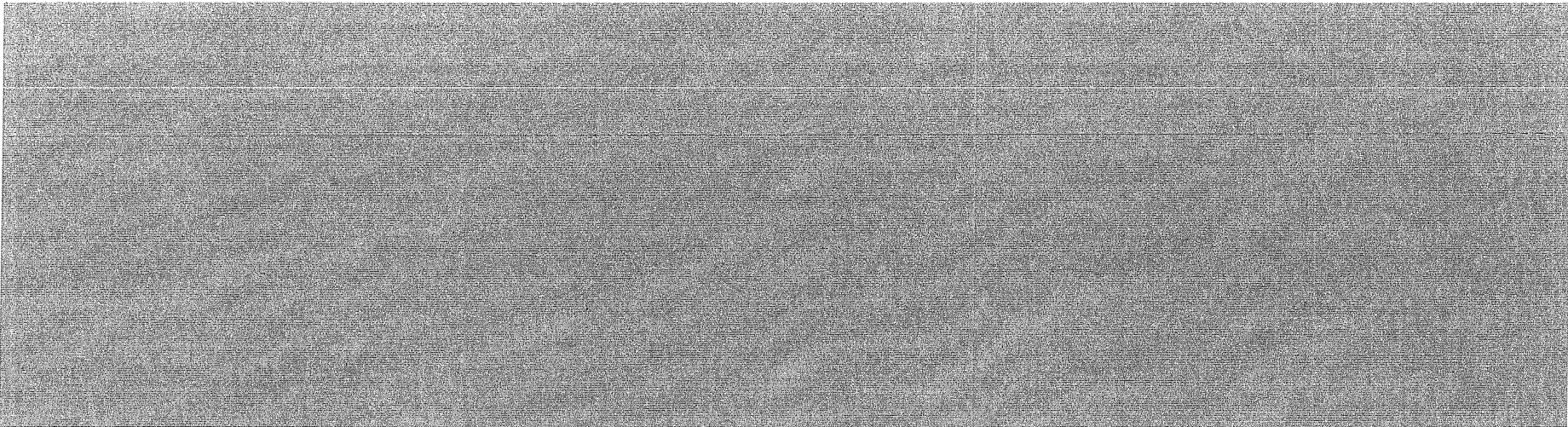




平成30年7月豪雨災害における 被災者支援の取組み



内閣府

(平成30年7月15日現在)

災害救助法による救助

1. 目的

- 災害に対して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図ること。

2. 実施体制

- 法に基づく救助は、都道府県知事が、現に救助を必要とする者に行う。(法定受託事務)
- 必要に応じて、救助の実施に関する事務の一部を市町村長へ委任できる。
- 広域的な大規模災害に備えて、あらかじめ他の都道府県と協定を締結したり、発災後に速やかに応援要請できる体制を整えておくことが望ましい。(応援に要した費用については、被災県に全額求償可能)

3. 救助の種類

- | | |
|-----------------------|------------|
| ○ 避難所の設置 | ○ 被災者の救出 |
| ○ 応急仮設住宅の供与 | ○ 住宅の応急修理 |
| ○ 炊き出しその他による食品の給与 | ○ 学用品の給与 |
| ○ 飲料水の供給 | ○ 埋葬 |
| ○ 被服、寝具その他生活必需品の給与・貸与 | ○ 死体の搜索・処理 |
| ○ 医療・助産 | ○ 障害物の除去 |

4. 適用基準

- 災害により市町村等の人口に応じた一定数以上の住家の滅失(全壊)がある場合(令第1条第1項第1号～第3号)
- 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、避難して継続的に救助を必要とする場合等(令第1条第1項第4号)

5. 国庫負担

普通税収入見込額の割合

国庫負担割合

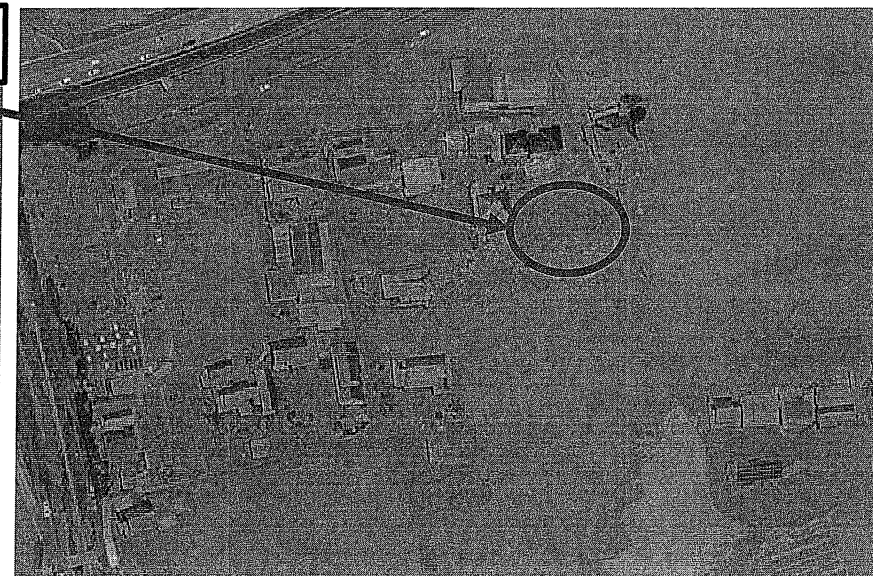
- | | | |
|----------------------------------|---|----------|
| ① 収入見込額の 2 / 100 以下の部分 | → | 50 / 100 |
| ② 収入見込額の 2 / 100 超 4 / 100 以下の部分 | → | 80 / 100 |
| ③ 収入見込額の 4 / 100 超の部分 | → | 90 / 100 |

罹災証明のための住家の被害認定調査の効率化・迅速化①

航空写真等を活用して現地調査を実施せずに「全壊」と判定(全部流失等)



【被災前（2007年10月6日）】



【被災後（2018年7月9日）】

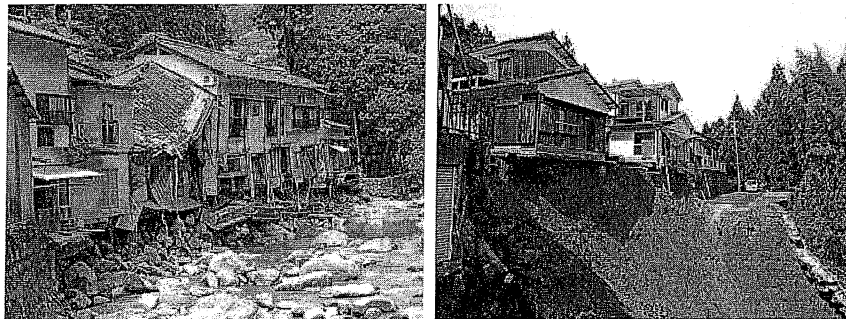
＜岡山県倉敷市真備町＞

罹災証明のための住家の被害認定調査の効率化・迅速化②

基礎が損傷している場合、
簡易に「全壊」と判断

木造・プレハブ

基礎のいずれかの辺が全部破壊しており、かつ破壊している基礎直下の地盤が流出、陥没等している場合



【平成29年台風18号等での
基礎・地盤被害による住家被害の例】

土砂等が一様に堆積している場合、
堆積の深さで判定

○床上1mまで

⇒「全壊」

○床まで

⇒「大規模半壊」

○てんばした基礎の天端下25cmまで⇒「半壊」



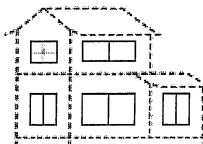
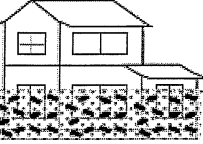
【平成29年九州北部豪雨での
土砂堆積等による住家被害の例】

罹災証明のための住家の被害認定調査の効率化・迅速化③

堤防決壊等により浸水したエリアは

外力が作用したものと判断

浸水深による簡易な判定が可能

	住家流失 又は 床上1.8m以上の浸水 (浸水深の最も浅い部分で測定)	全壊
	床上1m以上 1.8m未満の浸水 (浸水深の最も浅い部分で測定)	大規模 半壊
	床上1m未満の浸水 (浸水深の最も浅い部分で測定)	半壊
	床下浸水 (浸水深の最も浅い部分で測定)	半壊に 至らない

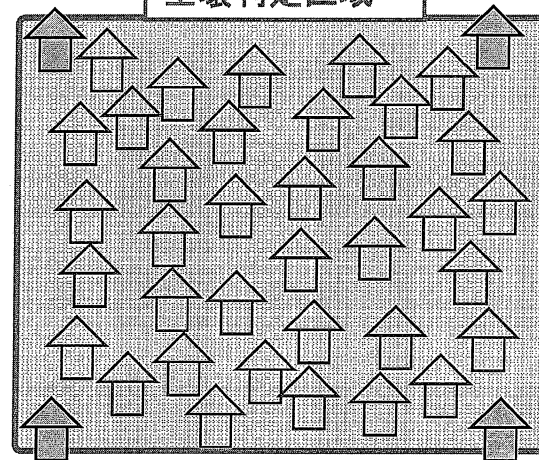
住家毎でなく区域で判定が可能

床上1.8m以上浸水したことが
一見して明らかな区域



区域の端部の住宅のサンプル
調査で区域内の住家全てを
「全壊」と判定

全壊判定区域



↑ : 床上1.8m以上の浸水を調査する住家

【端部調査による判定イメージ】

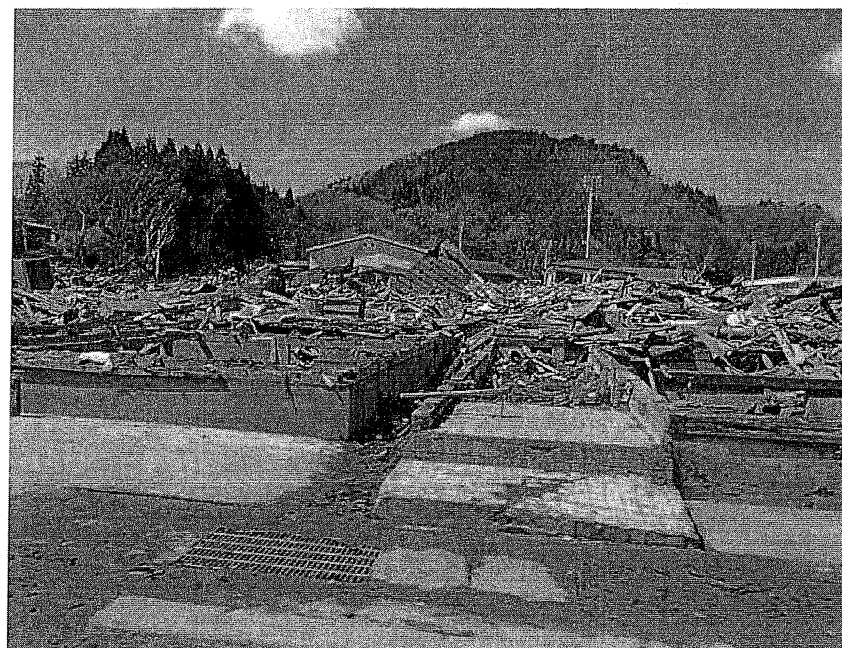
加えて

り
罹災証明のための住家の被害認定調査の効率化・迅速化④

外観による「全壊」の判定

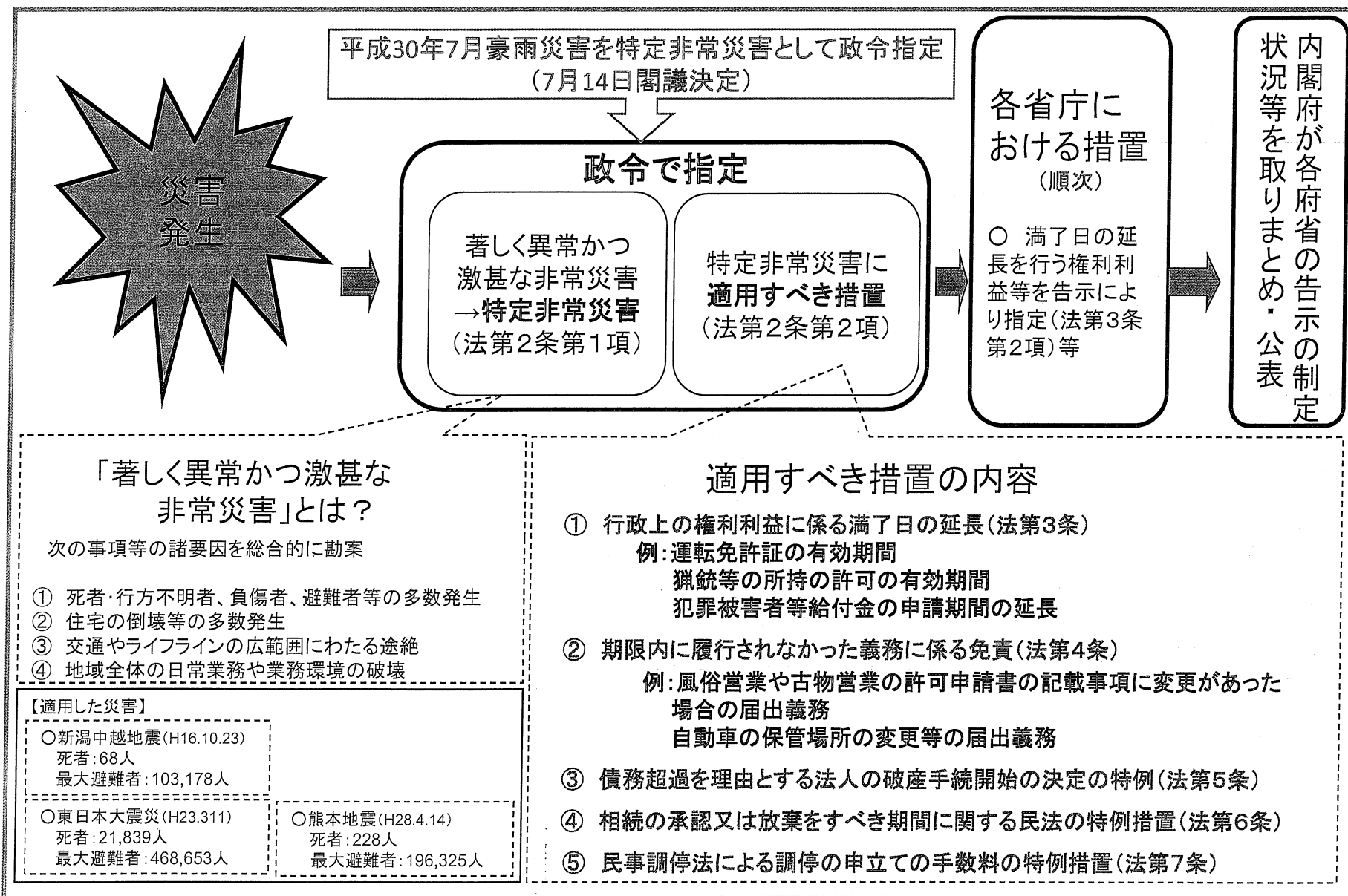


【一見して住家がすべて倒壊している場合】



【一見して住家がすべて流失している場合】

平成30年7月豪雨災害の被害者の権利や利益の保全等



問合せ先

1. 災害救助法による救助

内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(被災者行政担当)付

鶴見、佐藤、篠原

03-3501-5191

2. 罹災証明のための住家の被害認定調査の効率化・迅速化

内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(事業推進担当)付

粟津、黒瀬

03-3501-5696

3. 平成30年7月豪雨災害の被害者の権利や利益の保全等

内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(被災者行政担当)付

安藤、高橋、山下、井上

03-3501-5408、03-3501-5190

府 政 防 第 842 号
平成 16 年 10 月 28 日

各都道府県知事 殿
財団法人都道府県会館 理事長 殿

内閣府政策統括官 (防災担当)

浸水等による住宅被害の認定について

標記については、新潟・福井豪雨災害以来続いている一連の豪雨、台風等の災害による家屋の浸水被害の状況等を踏まえ、住宅被害の認定にかかる被災者生活再建支援法の弾力的な運用を図ることにより、被災者生活再建支援法の積極的活用を図る観点から、下記のとおり示すこととした。

各都道府県におかれては、被災住宅の被害認定にあたってこれを積極的に活用し、被災者の支援に万全を期されたい。なお、貴管内の市町村に周知方取り計らわれたい。

記

1. これらの住宅の被害の認定にあたっては、被害の状況に応じ適切に認定を行うことが必要である。特に、床上浸水等の被害に係る住宅の被害認定にあたっては、以下の点に留意し、

「床上浸水」等の被害の状況に応じ、被災者生活再建支援法を積極的に活用されたい。

(1) 床材、壁材、断熱材などの建材は、一度浸水すると、本来の機能を損失し、又は通常求められる住居の快適性を著しく阻害する場合がある。このため、被害認定にあたっては、以下の点について留意が必要である。具体的には、各建材について、以下のとおり取り扱い願いたい。

- ① 浸水により、畳が吸水し膨張した場合には、「床」の損傷として取り扱うものであること。
- ② 浸水により、合成樹脂系床材が汚損や剥離した場合には、「床」の損傷として取り扱うものであること。
- ③ 浸水により、床の下地材等が吸水・膨張等した場合には、「床」の損傷として取り扱うものであること。
- ④ 浸水により、階段の床板等が汚損や浮きが生じた場合には、「床」の損傷として取り扱うものであること。
- ⑤ 浸水により、フローリング材の層間剥離・浮き上がり等した場合には、「床」の損傷として取り扱うものであること。
- ⑥ 浸水の水位が低位であった場合でも、壁内部のパネルや断熱材の吸水により、壁の全面が膨張している場合には、「内壁」全面の損傷として取り扱うものであること。
- ⑦ 浸水により、外壁のモルタルやタイル等の仕上げ壁の汚損や剥離等した場合には、「外壁」の損傷として取り扱うものであること。
- ⑧ 浸水により、塗土が剥落した場合には、「外壁」・「内壁」

の損傷として取り扱うものであること。

⑨ 浸水により、クロスの剥離・表面劣化・剥離した場合には、「内壁」・「天井」の損傷として取り扱うものであること。

⑩ 浸水により、屋根断熱材・屋根防水材の機能を損失した場合には、「屋根」の損傷として取り扱うものであること。

(2) また、住宅の建具と浴槽、便器、洗面所、台所の流し台などの水廻りの衛生設備等についても、住宅の構成要素であることから、被害認定にあたっては、その損害を評価すること。特に、これら水廻りの衛生設備等については、一度浸水すると、使用できない場合があることから、これら水廻りの衛生設備等が、一見したところ損傷していない場合においても、実際に使用可能な状態にあるかどうかについて、被害認定にあたり、確認する必要がある点に留意願いたい。具体的には、建具、設備等について、以下のとおり取り扱い願いたい。

① 浸水により、襖・障子・ドアが変形し、開閉が困難となった場合には、「建具」の損傷として取り扱うものであること。

② 浸水により、ドア等の面材が膨張剥離した場合には、「建具」の損傷として取り扱うものであること。

③ 台所の流し台、浴槽、洗面所、便器などの設備は、浸水により、衛生設備としての機能を損失する場合があります、その場合、「設備」の損傷として取り扱うものであること。

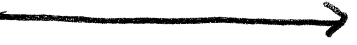
(3) 浸水被害をもたらす台風災害においては、浸水被害ばかりではなく強風による被害を伴う場合が多い。浸水被害を認定する場合には、強風による被害についても併せて認定するよう留意願いたい。具体的には、屋根、天井について、以下のとおり取り扱い願いたい。

○強風により、屋根が損壊して浸水し、天井板等が吸水・膨張等した場合には、「屋根」・「天井」の損傷として取り扱うものであること。

(4) 浸水被害をもたらす台風災害においては、堤防の決壊による水圧や土砂崩れになる土石や泥流の流入によって、住宅に物理的な損傷が生じる事例も多い。特に、柱や基礎は、住宅の構造耐力上の重要な構成部位であることから、こうした損傷についても、浸水による被害と併せて認定するよう、特に留意願いたい。具体的には、柱、基礎の損傷について、以下のとおり取り扱い願いたい。

- ① 泥流により、柱が損傷を受け変形等した場合等には、「柱」の損傷として取り扱うものであること。
- ② 泥流により、基礎が流出・ひび割れ等した場合には、「基礎」の損傷として取り扱うものであること。

2. 1. に示した点に留意しつつ、適切な被害認定を行うことにより、浸水により畳が浸水し、壁の全面が膨張しており、さらに、浴槽などの水廻りの衛生設備等についても機能を損失し



ている場合等には、一般的に「大規模半壊」又は「全壊」に該当することになるものと考えられる。

また、施行令第2条第1号に基づき、「半壊」であっても、やむを得ず住宅を解体する場合には、「全壊」と同様に取り扱うこととなるが、浸水等の被害により、流入した土砂の除去や耐え難い悪臭のためやむを得ず住宅を解体する場合には、「やむを得ず解体」するものとして、「全壊」と同様に取り扱うものとする。